

平成 29 年度「生坂村絆づくり支援金事業」の募集について

村独自の「生坂村絆づくり支援金事業」は、地域振興や活性化のため自主的に取り組む事業に対し、補助金の交付を行う制度です。

別紙、「生坂村絆づくり支援金事業」の概要をご覧ください、積極的な活用をお願い致します。

なお、申請書の提出については、別添生坂村絆づくり支援金事業計画書兼交付申請書（様式第 1 号）により生坂村役場 村づくり推進室まで提出してください。申請書の受付期限は、6 月 30 日（金）までとなっております。

ご不明な点等については、村づくり推進室までお問い合わせください。

◎ お問い合わせ先

生坂村役場 村づくり推進室

TEL 0263-69-3111 Fax 0263-69-3115

E-mail : kaikeikanri@vill.ikusaka.nagano.jp

(別紙)

「生坂村絆づくり支援金事業」の概要

村民と行政が一体となって協働の地域づくりを推進するため、村民自らが地域に関心を持ち、その地域の特色を活かし地域振興や活性化のために自主的、かつ主体的に取り組む事業に対して生じる経費を、予算の範囲内で補助金として交付します。

○ 補助対象事業

地域振興や活性化のために区や部落、または5名以上の村民により構成されていて主に村内で活動している団体が自主的、主体的に取り組む事業とします。

ただし、営利を目的とした収益事業や宗教的・政治的な催し、他の補助金制度の助成対象となっている事業等は対象外とします。

○ 支援金交付額

支援金の交付額は、事業交付対象経費の10分の7以内の額とし30万円を限度額として交付します。ただし、団体の運営費及び人件費並びに施設の経常的な維持管理経費、食糧費等は除きます。

○ 交付対象事業年度

同一事業を複数年にわたり実施する場合は、原則3年以内を限度として、補助対象とすることができます。ただし、特別な理由により村長が認めた事業についてはこの限りではありません。

○ 事業申請から交付までの流れ

申請書の提出

※ 6月30日までに、指定する交付申請書により提出します。

↓

選定委員会の審査

※ 委員は、職名等により5名以内で組織し審査を行なって、交付(不交付)決定を行います。

↓

交付(不交付)決定通知

※ 交付決定後に、事業内容等を変更しようとするときは、変更交付申請書等を提出し、その承認を受けることとします。

↓

実績報告書及び請求書の提出

※ 事業完了後は、30日以内または年度の末日のいずれか早い日に、必要書類を添付し実績報告書を提出することとします。

様式第1号(第7条関係)

生坂村絆づくり支援金事業計画書兼交付申請書

平成 年 月 日

生坂村長 藤澤 泰彦 様

申請者

印

平成29年度において、生坂村絆づくり支援金事業を実施したいので、下記の金額を交付されるよう申請します。

記

申請団体名 (代表者名)				
所在地	〒			
設立年月				
構成員数				
主な取組内容 及び今後の活動				
事業名				
事業内容				
財源内訳	総事業費	内 訳		
		支援金	特定財源	自己資金
交付を受けようとする支援金の額				
その他				

※申請者が区または常会の場合の所在地は、代表者の住所とし構成員数は加入世帯数とする。設立年月日は不要。

※申請者が地域おこし団体等の場合は必要事項を記入すること。なお、団体概要や活動概要が分かる資料を添付することでも可。

電話番号	
FAX番号	
E-mail	
担当者名	